

令和3年度都区財政調整東京都提案事項の概要（都）

令和2年12月3日

第1回都区財政調整協議会幹事会

今年度は、新型コロナウイルス感染症の広がりによる影響により、景気が急速に悪化した。感染者数も落ち着いてきた夏以降には、景気の持ち直しの動きがみられていた。

国も、11月の内閣府月例経済報告において、「景気は、新型コロナウイルス感染症の影響により、依然として厳しい状況にあるが、持ち直しの動きがみられる。」としたものの、「先行きについては、感染拡大の防止策を講じつつ、社会経済活動のレベルを引き上げていくなかで、各種政策の効果や海外経済の改善もあって、持ち直しの動きが続くことが期待される。ただし、感染症が内外経済を下振れさせるリスクに十分注意する必要がある。」としていた。

このような状況の中、景気動向に影響を与えている新型コロナウイルス感染者数が増加し、国、都とも過去最多を更新するなど、状況が変化してきた。

都と特別区を取り巻く財政環境が、さらに厳しくなることが見込まれる中で、今後とも適切に財調制度を運用していくためには、一時的な減収対策によって需要を圧縮するのではなく、現行算定を厳しく精査し、税収状況に見合った算定に見直すことが、何よりもまず優先されるものであると考えている。

以上の基本的認識を踏まえ、東京都は下記のとおり提案を行う。

記

東京都は、令和3年度都区財政調整協議会において、各費目の算定内容の見直しについて6項目の提案を行う。

令和3年度都区財政調整東京都提案事項(都)

算定内容の見直し

【民生費】

項 目	提 案 の 内 容
共同生活援助等事業費の見直し	共同生活援助等事業費のうち、重度身体障害者グループホーム運営費について、算定を廃止する。

【衛生費】

項 目	提 案 の 内 容
健康づくり推進費（健康づくりフォローアップ指導事業費）の廃止	健康づくりフォローアップ指導事業費について、算定を廃止する。

【土木費】

項 目	提 案 の 内 容
道路改良工事費の見直し	道路改良工事費について、工事単価及び実施率を見直す。
道路改良工事費の見直し （態容補正）	減算額の算定方法を見直す。

【教育費】

項 目	提 案 の 内 容
義務教育施設新築経費の見直し （態容補正）	新設校について、算定面積を見直す。

【その他諸費】

項 目	提 案 の 内 容
財産費（都市計画交付金に係る地方債収入相当額）の見直し	道路改良工事費（態容補正）に合わせて、区の実額による算定から財調単価を用いた算定方法に見直す。

令和3年度都区財政調整東京都提案事項説明資料(都)

1 民生費

項 目		説 明
【社会福祉費／経常】 共同生活援助等事業費の見直し (百万円)		1 概 要 障害者グループホームに対する区の支弁額等を算定する共同生活援助等事業費のうち、「重度身体障害者グループホーム運営費」について、実施区が5区のみとなったことから、標準区経費には馴染まないものとして算定を廃止する。 2 算定内容 <標準区経費> 改定前 5,415千円(固定費)
改定後	5,119	
改定前	5,244	
増△減	△125	

2 衛生費

項 目		説 明
【衛生費／経常】 健康づくり推進費(健康づくりフォローアップ指導事業費)の廃止 (百万円)		1 概 要 本事業は、健康づくりフォローアップ指導事業実施要綱に基づき、健康診査等の結果から指導を必要とする者に対して、医学的検査の実施や病態ごとの基礎知識の習得、生活習慣改善に向けた集団・個別指導を実施するための経費として算定されている。 現在、生活習慣病予防事業の経費は、成人保健対策費の各項目において適切に算定されており、本事業はそれらとの重複のほか、福祉保健局においても上記実施要綱に基づく事業や区市町村への補助を行っておらず、また、実施区が少数であるなど現在の事業実態が標準算定に馴染まない状況であるため、算定を廃止する。 2 算定内容 <標準区経費> 改定前 事業費 5,961千円 特定財源 1,126千円 差引一財 4,835千円(固定費) 改定後 事業費 0千円 特定財源 0千円 差引一財 0千円(固定費)
改定後	0	
改定前	111	
増△減	△111	

3 土木費

項 目	説 明						
【道路橋りょう費／投資】 道路改良工事費の見直し (百万円)	1 概 要 道路改良工事費について、各区の道路改良事業における工事の実態を踏まえ、改良単価を 11,830 円から 18,500 円、事業実施率を 1/90 から 1/180 へ見直す。						
<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 15%;">改定後</td> <td style="text-align: center;">10,569</td> </tr> <tr> <td>改定前</td> <td style="text-align: center;">13,073</td> </tr> <tr> <td>増△減</td> <td style="text-align: center;">△2,504</td> </tr> </table>		改定後	10,569	改定前	13,073	増△減	△2,504
改定後		10,569					
改定前		13,073					
増△減	△2,504						
	2 算定内容 <標準区経費> 改定前 <ul style="list-style-type: none"> ○工事費 (改良単価) (実施率) $11,400 \text{ 円} \times 2,322,000 \text{ m}^2 \times 1/90 = 294,120,000 \text{ 円}$ ○透水性舗装等工事費 (加算額) $430 \text{ 円} \times 2,322,000 \text{ m}^2 \times 1/90 = 11,094,000 \text{ 円}$ 計 305,214,000 円 (比例費) 改定後 <ul style="list-style-type: none"> ○工事費 $18,500 \text{ 円} \times 2,322,000 \text{ m}^2 \times 1/180 = 238,650,000 \text{ 円}$ 計 238,650,000 円 (比例費) 						

3 土木費（つづき）

項 目	説 明						
<p>【道路橋りょう費／投資】 道路改良工事費の見直し (態容補正Ⅲ)</p> <p style="text-align: right;">(百万円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">改定後</td> <td style="text-align: center;">0</td> </tr> <tr> <td>改定前</td> <td style="text-align: center;">0</td> </tr> <tr> <td>増△減</td> <td style="text-align: center;">0</td> </tr> </table>	改定後	0	改定前	0	増△減	0	<p>1 概 要</p> <p>土木費では、全ての区道の道路改良（更新・改修含む）工事費を算定している。</p> <p>一方で、都市計画交付金の交付対象となる都市計画道路の更新・改修経費については、交付対象経費における地方債収入相当額をその他諸費/財産費で算定している。</p> <div style="text-align: center; margin: 10px 0;"> </div> <p>そのため、都市計画道路の更新・改修を行った場合、土木費と都市計画交付金に地方債収入相当額を加えた額とで、算定の重複が生じることから、態容補正Ⅲを設定し、該当する事業費を減額算定している。</p> <p>しかし、態容補正Ⅲについて、現行の算定方法では減算額が過少であることから算定方法の見直しを行う。</p> <p>2 算定内容</p> <p><算定式></p> <p>改定前</p> <p style="text-align: center;"><u>162.7円※×都市計画交付金対象面積×種別補正</u></p> <p style="text-align: center;">(標準区道路改良工事費) (標準行政規模)</p> <p>※162.7円＝ $\frac{377,712,000 \text{円}}{2,322,000 \text{m}^2}$</p> <p style="text-align: center;">(改良単価) (実施率)</p> <p style="text-align: center;">＝ $14,640 \text{円} \times 2,322,000 \text{m}^2 \times \frac{1}{90} \div 2,322,000 \text{m}^2$</p> <p>改定後</p> <p style="text-align: center;"><u>14,640円×都市計画交付金対象面積×種別補正</u></p>
改定後	0						
改定前	0						
増△減	0						
<p>※ 態容補正については、実績に応じて当初算定時に減算するため、影響額はゼロとしている。</p>							

4 教育費

項 目	説 明						
<p>【小学校費・中学校費／投資】 義務教育施設新築経費の見直し (小学校費/態容補正Ⅱ・Ⅳ、中学校費/態容補正Ⅱ)</p> <p style="text-align: right;">(百万円)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 30%;">改定後</td> <td style="text-align: center;">0</td> </tr> <tr> <td>改定前</td> <td style="text-align: center;">0</td> </tr> <tr> <td>増△減</td> <td style="text-align: center;">0</td> </tr> </table> <p>※ 態容補正については、実績に応じて当初算定時に加算するため、影響額はゼロとしている。</p>	改定後	0	改定前	0	増△減	0	<p>1 概 要 義務教育施設の新築における算定対象面積を、改築と同様に「国庫資格面積」に変更する。</p> <p>2 算定内容 改定前 実施面積 改定後 国庫資格面積</p>
改定後	0						
改定前	0						
増△減	0						

5 その他諸費

項 目	説 明						
<p>【財産費／経常】 都市計画交付金に係る地方債収入相当額</p> <p style="text-align: right;">(百万円)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 30%;">改定後</td> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> <tr> <td>改定前</td> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> <tr> <td>増△減</td> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> </table>	改定後	—	改定前	—	増△減	—	<p>1 概 要 都市計画交付金の交付対象経費における地方債収入相当額については、翌年度以降均等分割により、財産費で算定している。 一方土木費では、全ての区道の道路改良（更新・改修を含む）工事費を算定しているため、その他諸費で都市計画交付金の交付対象となる都市計画道路の更新・改修経費の地方債収入相当額を算定した場合、財調上二重算定となることから、該当する事業費を減額算定している。 ただし、都市計画交付金の地方負担額と土木費における態容補正での減算額が一致せず過少であることから、算定方法を見直す。</p> <div style="text-align: center; margin: 10px 0;"> <p style="font-size: small;"> 交付対象経費 地方負担額 国庫補助等の特定財源 地方債収入相当額 (基本は概ね75%) 都市計画交付金 (基本は概ね25%) = 一般財源相当額 </p> </div> <p>2 算定内容 改定前 都市計画交付金の交付方法である区の実額で算定 改定後 土木費同様、財調単価を使用</p>
改定後	—						
改定前	—						
増△減	—						